



特別保護区域 届出内容

●工事等の届出

下関市ホタル保護条例では、水質を汚濁させ、又はそのおそれのある工事を実施する場合、当該工事の発注者に対して届出を義務化します。市長は、その届出について必要な事項及び報告書の提出を求めることができます。

※届出の様式については、「下関市ホタル保護条例施行規則」に定めています。

●ホタル等の捕獲

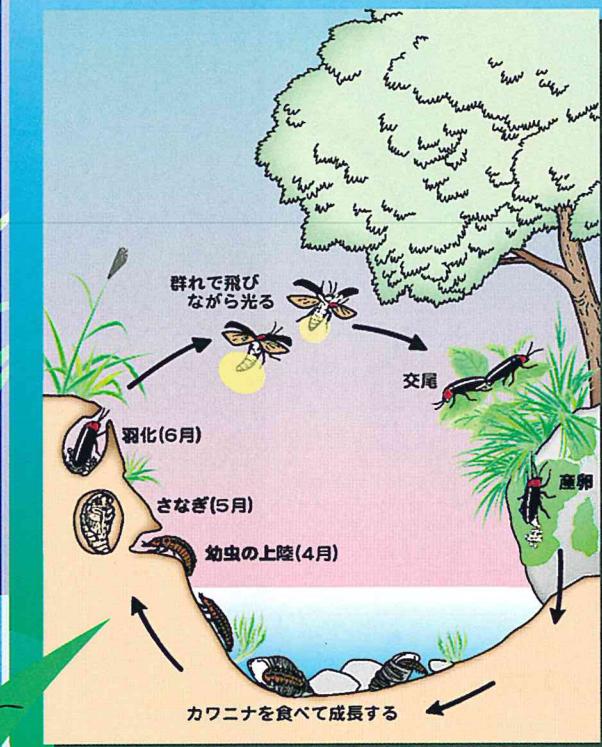
下関市ホタル保護条例では、下記の場合で、ホタル及びカワニナ等を捕獲するときは、届出を義務化します。市長は、その届出について必要な事項及び報告書の提出を求めることができます。

特別保護区域においてホタル及びカワニナ等の捕獲が許される場合

- ・ホタルの保護増殖のために調査研究をする場合
- ・生涯学習又は学校教育において教材として使用する場合
- ・市長が特に必要があると認める場合

※ただし、捕獲禁止対象のホタルは本市に生息が確認され、多く発生しているゲンジボタル、ヘイケボタル及びヒメボタルの成虫と幼虫を対象とします。

ホタルの一生



みんなで守ろう豊かな自然!



ホタルのすめる きれいな水環境を守りましょう!

下関市では、「下関市ホタル保護条例」を制定し、平成23年6月1日に施行しました。

この条例は、ホタルが繁殖できる良好な自然環境の保全、回復等を図るため、市民や事業者に対し、水質汚濁の防止、ホタル保護等に関する意識啓発を行うためのものです。

ホタルが生息している河川や水路では、ホタルの生息環境に配慮した整備を推進し、また、河川の清掃活動も積極的に推進します。

本市では、市街地を除くほとんどの河川でホタルが生息しており、豊田町の木屋川流域は、国の天然記念物に指定されており「木屋川ゲンジボタル発生地」として全国的に知られています。ホタルは平成17年10月に「市の虫」に決定され、ホタルの保護活動を通じて自然環境に関心を持つことが期待されています。

「下関市ホタル保護条例」では、下図に示すように豊田町の粟野川流域を「特別保護区域」に設定し事業者等に河川等の工事やホタル及びカワニナ等の捕獲について、届出を義務付けています。他の地域においても営利目的によるホタルの捕獲を禁止しています。

